

広島県告示第千百六十四号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定によつて、次の地域を農業振興地域に指定する。

その関係図面は、広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県芸北地域事務所農林局に備え置いて、縦覧に供する。

平成十九年十一月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	区 域
北広島農業振興地域	<p>北広島町のうち、別図で黄色に着色した部分（平成八年千代田町告示第三十九号に基づき定められた都市計画の用途地域）、別図で紫色に着色した部分（平成十一年農林水産省訓令第二号に基づき定められた国有林の林班番号七六、七七、二二一、二二二、二二七、二八〇から二八三及び岩戸字棚原一四三九番地の区域）、別図で赤色に着色した部分（平成十七年広島県告示第千三百四十八号太田川森林計画に定められた民有林のうち旧芸北町の林班番号三、六、五〇から五三まで、五八から六〇まで、八三から八五まで、八九、九〇、九四、九六、一〇〇、一〇三から一〇五まで、一〇七、一〇九から一一三まで、一一五、一一七から一二二まで、一二五から一二七まで、一三四、一三五、一四〇から一四二まで、一六〇から一六六まで、一七六、一七七、一八〇、一八二、一八四、一九一、二〇三、二〇四、二〇六、二二二、二二六、二二七、二二九、二二九、二二五、二二六、二二八から二三一まで、二三九から二四四まで、二四七、二五八から二六八まで、二七〇から二七五まで、二七七の五七六番地の七、二七九、二八〇、二八三、二八四、二八九、三〇五、三〇六、三〇九、三一一、三一二、三二五、三三〇、三三二、三三三、三三六、三二八から三三一まで、三三七から三三九まで、三四二、三四三、三四五、三五一、三五三、三五五及び三五九の区域、旧大朝町の林班番号五、七、一五から一七まで、一三三、一三六、一三二から一三四まで、九七から九九まで、一〇四から一〇まで及び一二六の区域、旧千代田町の林班番号二、一四、一五、一六のの一九九七番地以外、一七のと、一七のち、一七のへの一九三四番地から一九三七番地まで、一八の三四四八の一番地から三四五一の九番地まで、一九、二二から二四まで、二七、二八、五八、六七から七一まで、七七のわ、八四、八五、九六、九七のい、九七のろ、九七のと、九七のち、九七のり、九七のか、九七のよ、九七のた、九七のつ、九八のはの五四七番地の一三から五四七番地の一三七まで、九八ののの五四七番地の二五から五四七番地の三八まで、九八のほからぬまで、一一〇、一一一、一一五から一一七まで、一二〇から一二二まで、一二三のい、一二三のろ、一二五、一二七のほ、一二八、一二九、一六六、一六七、一七五、二二六、二二七、二四四及び二五〇から二五三までの区域、旧豊平町の林班番号六八から七一まで、七四、七五、七八から八五まで、一五九から一六一まで、一六四、一六五、一六九及び一九二から一九六までの区域）、別図で桃色に着色した部分（昭和四十四年厚生省告示第五号で指定された西中国山地国定公園の区域（ただし、別図一のから八号図で緑色に着色した部分は除く。）、別図で水色に着色した部分（王泊ダム、樽床ダム及び大暮字中鈺郷の区域）に該当する土地の区域を除いた区域（別図略）。</p>